

別記 8

事業認定申請図書等作成要領

事業認定申請図書等作成要領

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この要領は、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第16条に規定する事業認定申請、第39条に規定する裁決申請及び第47条の 3 に規定する明渡裁決申立に係る事業認定申請図書、裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の作成について適用する。

第 2 章 事業認定申請図書の作成

第 1 節 事前相談用資料の作成

(事前相談用資料の作成)

第 2 条 事前相談用資料の作成は、次条から第20条までに定めるところにより行うものとする。

(境界等の調査及び確認)

第 3 条 協議用資料の作成に当たり、あらかじめ、県、郡、市、町、大字及び字の名称並びにその境界について、用地実測図、公図、土地登記記録等を調査及び確認するものとする。

(土地面積及び主な物件の数量の概数積算)

第 4 条 用地実測平面図等を基に、起業地内のすべての土地等の実測面積の概数（10㎡又は100㎡単位）及び主な物件の数量の概数を、本体事業、関連事業又は附帯工事の別、現況地目別、収用又は使用の別に積算するものとする。

(法 4 条地等の調査)

第 5 条 起業地内に次の各号に掲げる土地がある場合には、関係官公署、事業所等の管理台帳等を基に、当該各号に掲げる事項の調査をし、かつ、現地において調査及び確認をするものとする。

- 一 法第 4 条に規定する土地（以下「法 4 条地」という。）
所在地、名称、規格及び規模
- 二 土地の利用について法令の規定による制限がある土地（以下「法令制限地」という。）
区域及び面積並びに制限の根拠法令及び該当条項

(事業認定申請書の作成)

第 6 条 事業認定申請書の様式は、別記様式第 1 とする。

2 法第18条第 1 項第 4 号に掲げる事業の認定を申請する理由は、次の各号に掲げる事項とし、

その要旨を簡明に記載するものとする。

- 一 事業が法第3条各号の一に掲げるものに関する事業であること
 - 二 事業計画の内容及び目的
 - 三 事業の施行に関して、免許、許可又は認可が必要である場合、議会又は取締役会の議決が必要である場合等にあつては、当該処分又は手続の状況
 - 四 収用又は使用しようとする対象物（例えば、土地、種漁業権等）及び土地所有者等の概数
 - 五 事業の認定の申請に至った用地交渉の概略及び用地が取得できない理由（例えば事業計画の理解が得られないためか、補償金額の折り合いがつかないためか等。この場合に、用地交渉に着手していないときは、その旨）
- 3 事業が関連事業又は附帯工事に関するものであるときは、前項各号の事項には、これらの事業についても記載するものとする。

（事業計画書の作成）

第7条 事業計画書に記載する内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 事業計画の概要
 - 二 事業の開始及び完成の時期
 - 三 事業に要する経費及びその財源
 - 四 事業の施行を必要とする公益上の理由
 - 五 収用又は使用の別を明らかにした、事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由
 - 六 起業地を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由
- 2 事業が関連事業又は附帯工事に関するものであるときは、前項各号の事項には、これらの事業についても記載するものとする。

（起業地表示図の作成）

第8条 起業地を表示する図面は、次の各号に掲げる図面について当該各号に掲げるところにより作成するものとする。

- 一 起業地位置図
縮尺は25,000分の1（25,000分の1がない場合は、50,000分の1）とし、一般図を用いる。
- 二 起業地表示図
縮尺は100分の1から3,000分の1とする。この場合において、ダム事業等であつて起業地の土地利用が低い場合には2,500分の1から3,000分の1の工事平面図を用いる。この場合において、起業地の収用の部分は薄い黄色、使用地は薄い緑色、収用又は使用する物件は薄い赤色、手続を保留する起業地は黒の斜線で明確に表示し、県、郡、市、町、大字及び字の名称並びにその境界を明確に表示する。

（事業計画表示図の作成）

第9条 事業計画を表示する図面は、次の各号に掲げる図面について当該各号に掲げるところに

よるものとする。

一 平面図

前条第2号の起業地表示図を併用する。

二 横断面図

縮尺は100分の1から1,000分の1までの範囲とし、幅員構成等の標準的な横断面図を作成する。

三 縦断面図

トンネル、導水路等の場合に必要に応じて作成する。

四 その他の構造図

道路事業にあつては橋梁一般図、ダム事業にあつては側面図、上流面図、下流面図等を作成する。

(関連事業の施行についての協議書の作成)

第10条 事業が関連事業の施行に係るものである場合において、当該事業に係る施設の本来の管理者から法第18条第2項第3号の意見を求めるときの協議書の様式は、別記様式第2とし、当該管理者ごとに作成するものとする。

2 前項の規定は、当該事業の施行が道路法第22条、河川法第18条等の法令の規定によるものについては適用しない。

(法4条地表示図等の作成)

第11条 起業地内に法4条地が存する場合においては、次の各号に掲げる図面等について当該各号に掲げるところにより作成するものとする。

一 法4条地表示図

第8条第2号の起業地表示図を併用し、それぞれの土地等に色分け着色(黄色、緑色、赤色及び黒色を除く。)し、かつ、番号を付して明確に表示するものとする。ただし、法4条地が多数存在し、起業地の表示に支障を来す場合については、当該表示図を併用しないことができるものとし、当該表示図の作成に使用する図面と同じものを使用する。

二 法4条地調書

法第4条に規定する土地に関する調書の様式は、別記様式第3とする。この場合において、当該調書の番号と前号の図面の番号を整合させる。

三 法4条地の管理者への意見照会書

法4条地の管理者から法第18条第2項第4号の意見を求めるときの意見照会書の様式は、別記様式第4とし、当該管理者ごとに、第1号に準じた図面及び前号に準じた調書を添付する。ただし、既に法4条地の管理者が道路管理者等から占用許可、使用承諾等を得ているときは、この限りでない。

(法令制限地の管理者への意見照会書の作成)

第12条 起業地内に法令制限地が存する場合において、当該法令制限地の管理者から法第18条第2項第5号に規定する意見を求めるときの意見照会書の様式は別記様式第5とし、当該管理者ごとに作成するものとする。この場合においては、必要に応じて当該法令制限地を表

示した図面を添付するものとする。

2 前項の規定は、既に行政機関から許可、承認等を得ているときは、適用しない。

(事業の施行に関する行政機関への意見照会書の作成)

第13条 事業の施行に関し行政機関の免許、許可又は認可等の処分が必要な場合において、当該行政機関から法第18条第2項第6号の意見を求めるときの意見照会書の様式は、別記様式第6とし、当該行政機関ごとに作成するものとする。

2 前項の規定は、既に行政機関から免許、許可又は認可等を得ているときは、適用しない。

(手続の保留の申立書の作成)

第14条 起業地の一部又は全部について手続の保留を行う場合においては、手続の保留の申立書を作成するものとし、その様式は、別記様式第7とする。

(参考資料の作成)

第15条 法第20条各号に掲げる事業認定の要件に該当している旨を説明する参考資料として、次の各号に掲げる資料について当該各号に掲げる書類等を作成するものとする。

一 収用適格事業に関する資料

イ 道路事業にあつては、区域決定関係書類等

ロ 河川事業にあつては、工事実施基本計画及び工事実施全体計画(国土交通大臣管理に係る河川に限る。)

二 収用又は使用の必要性に関する資料

残件調書及び残件箇所表示図。この場合において、残件箇所表示図は、起業地表示図の作成に使用する図面と同じものを使用し、残件箇所を赤色で明確に表示すること

三 事業計画に関する資料

イ 道路事業にあつては、路線概要図(事業概要図)、構造及び幅員の説明資料、計画交通量に関する資料等

ロ 河川事業にあつては、水系概要図、施設の構造の説明資料、計画高水流量に関する資料等

四 経費に関する資料

イ 起業者以外の者が用地取得を行う場合にあつては、起業者と用地取得を行う者との間の協定書、覚書、用地取得を行う者の予算措置の状況を明らかにする書類等

ロ その他予算措置の状況を明らかにする書類等

五 公益性に関する資料

事業計画書に記載した事業の施行を必要とする公益上の理由を説明する写真、その他の書類

六 土地利用の合理性に関する資料

イ 道路事業にあつて、都市計画決定されていない場合には、ルート比較図、ルート比較表等、都市計画決定されている場合には、コントロールポイント図、都市計画図、都市計画決定告示等の写し、施設の構造、幅員がわかる書類

ロ 河川事業にあつて、都市計画決定されていない場合には、ルート比較図、ルート比較

表、コントロールポイント図等、都市計画決定されている場合には、コントロールポイント図、都市計画図、都市計画決定告示等の写し、施設の構造、幅員がわかる書類

七 法令制限地に関する資料

法令制限地表示図

八 手続保留に関する資料

手続保留を行う理由書

九 その他必要と認められる書類

(取りまとめ方法及び作成部数)

第16条 第6条から第15条までの規定により作成した図書等、前条の規定により作成した参考資料を取りまとめて、取り外すことが可能な方法によりそれぞれ一冊に製本し、その作成部数は3部とする。

第2節 事業認定本申請図書の作成

(事業認定本申請図書の作成)

第17条 事業認定本申請図書の作成は、事業認定庁との事前相談に基づいて行うほか、次条から第20条に定めるところにより作成するものとする。

(境界等の再確認)

第18条 事業認定本申請図書の作成に当たり、県、郡、市、町、大字及び字の名称並びにその境界、法4条地並びに法令制限地の変更等の有無について、再度確認をするものとする。

(意見書等の確認)

第19条 法第18条第2項に掲げる関連事業を施行する必要が生じたことを証する書面、法4条地の管理者の意見書、法令制限地に係る行政機関の意見書及び事業施行に関する行政機関の免許、許可又は認可等の処分があったことを証明する書類又は当該行政機関の意見書の内容等について、確認をするものとする。

(取りまとめ方法及び作成部数)

第20条 事業認定本申請図書は、第16条に準じて取りまとめるものとし、作成部数については、関係する市町の数に5を加えた部数とする。ただし、参考資料については、3部とする。

第3章 裁決申請図書の作成

(裁決申請書の作成)

第21条 裁決申請書の様式は、別記様式第8とする。

(事業計画書の作成)

第22条 事業計画書は、事業の認定の告示を受けた事業にあつては事業認定申請書に添付した事業計画書とし、その他の事業にあつては第7条の規定に準じて作成するものとする。

(起業地及び事業計画表示図の作成)

第23条 起業地及び事業計画を表示する図面は、事業の認定を受けた事業にあつては事業認定申請書に添付した図面、その他の事業にあつては都市計画事業等の許可、承認等の申請書に添付した図面とする。

(法第40条第1項各号に掲げる事項を記載した書類の作成)

第24条 法第40条第1項第2号に掲げる書類の様式は、別記様式第9とする。

(規則第17条第2号イの証明書の作成)

第25条 法第40条第2項の規定により不明裁決を申請する場合には、起業者が過失がなくして土地所有者又は関係人を知ることができない旨の証明書を作成するものとする。

(参考資料の作成)

第26条 裁決申請書の参考資料として、次の各号に掲げる書類等を作成する。

- 一 収用し又は使用しようとするものが土地の場合にあつては土地登記事項証明書(写)、建物の場合にあつては建物登記事項証明書(写)、立木の場合にあつては立木登記事項証明書(写)
- 二 用地交渉の経緯の説明書(未取得の理由を明らかにする。)
- 三 土地所有者及び関係人の住民票(写)(法人の場合は法人登記事項証明書(写))
- 四 登記名義人死亡の場合にあつては、相続関係を証明するのに必要な戸籍関係書類(写)及び系統図
- 五 損失補償金の見積の方法及び基礎資料(鑑定評価書、内訳明細書)
- 六 事業執行状況説明資料(適宜図面等を利用する。)
- 七 用地取得状況説明資料(適宜図面等を利用する。)
- 八 事業の認定の告示又は都市計画事業等の認可、承認等の告示の写し
- 九 収用しまたは使用しようとするもの及び周辺の写真
- 十 その他必要と認められる書類

(取りまとめ及び作成部数)

第27条 第21条から第25条までの規定により作成した図書等、前条の規定により作成した参考資料を取りまとめて、取り外すことが可能な方法によりそれぞれ一冊に製本するものとする。

2 作成部数は、関係する市町の数に4を加えた部数とする。ただし、参考資料については4部とする。

第4章 明渡裁決申立図書の作成

(明渡裁決申立書の作成)

第28条 明渡裁決申立書の様式は、別記様式第10とする。

(法第47条の3第1項に掲げる事項を記載した書類の作成)

第29条 法第47条の3第1項に掲げる書類の様式は、別記様式第11とする。

法第47条の3第1項第1号に掲げる書類の様式は、別記様式第12とする。

(参考資料の作成)

第30条 明渡裁決申立図書の参考資料として、次の各号に掲げる書類等を作成する。

- 一 収用し又は使用しようとする土地に建物がある場合にあつては建物登記事項証明書(写)、立木がある場合にあつては立木登記事項証明書(写)
- 二 用地交渉の経緯の説明書(未取得の理由を明らかにする。)
- 三 土地所有者及び関係人の住民票(写)(法人の場合は法人登記事項証明書(写))
- 四 登記簿名義人死亡の場合にあつては、相続関係を説明するのに必要な戸籍関係書類(写)及び系統図
- 五 損失補償金の見積の方法及び基礎資料(鑑定評価書、内訳明細書)
- 六 事業執行状況説明資料(適宜図面等を利用する。)
- 七 用地取得状況説明資料(適宜図面等を利用する。)
- 八 事業の認定の告示又は都市計画事業等の認可、承認等の告示の写し
- 九 明渡裁決申立対象地及び物件の写真
- 十 その他必要と認められる書類

(取りまとめ及び作成部数)

第31条 明渡裁決申立書に係る取りまとめ及び作成部数については、第27条の規定を準用するものとする。

(同時申請の場合の参考資料のとりまとめの特例)

第32条 裁決申請及び明渡裁決申立を同時に行うときは、参考資料のとりまとめについては、第27条及び第31条の規定にかかわらず、一冊の参考資料として調整するものとする。この場合においては、第30条第2号から第4号、第6号から第8号に掲げる資料の作成は要しない。

第 号

年 月 日

国 土 交 通 大 臣（北陸地方整備局長）様

起 業 者 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石 川 県

上記代表者 石川県知事

印

事 業 認 定 申 請 書

土地収用法第16条の規定によって、下記により、事業の認定を受けたいので、申請致します。

記

1 起業者の名称

2 事業の種類

3 起 業 地

イ 収用の部分

ロ 使用の部分

4 事業の認定を申請する理由

別記様式第2

第 号

年 月 日

様

起 業 者 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石 川 県

上記代表者 石川県知事

印

土地収用法第18条第2項第3号の規定に基づく関連事業の
施行について（協議）

石川県が施行する 工事に伴い、貴職管理に係る下記調書記載の施設を付替える
必要が生じ、関連事業として上記 工事と同時に施行したいので、貴職の同意
を得たく協議します。

記

図面 表示 番号	県、郡、市、町、 大字及び字の名称	現に供してい る事業（施設） の種類	計 画		現 況		備考
			延 長	幅 員	延 長	幅 員	

別記様式第3

法第4条に規定する土地に関する調書

図面 表示 番号	県、郡、市、町、 大字及び字の名称	現に供している事業 (施設)の種類	供している 土地の面積	備 考	
				管 理 者	意見書 の有無

別記様式第4

第 号

年 月 日

管 理 者

行政機関の長 様

起 業 者 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石 川 県

上記代表者 石川県知事

印

土地収用法第18条第2項第4号の規定に基づく意見
について（照会）

石川県起業 事業用地について、土地収用法第16条に基づく事業の認定を申請するに当たり、起業地内に存する貴管理に係る下記調書記載の土地（物件）を起業地に編入することについて、同法第18条第2項第4号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

図面表示番号	県、郡、市、町、大字、及び字の名称	現に供している事業（施設）の種類	供している土地の面積	備 考
			m ²	

別記様式第5

第 号

年 月 日

管 理 者

行政機関の長 様

起 業 者 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石 川 県

上記代表者 石川県知事

印

土地収用法第18条第2項第5号の規定に基づく意見
について（照会）

石川県起業 事業用地について、土地収用法第16条に基づく事業の認定を申請するに当たり、起業地内に存する貴管理に係る下記調書記載の土地（物件）を起業地に編入することについて、同法第18条第2項第5号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

図面 表示 番号	県、郡、市、町、 大字及び字の名称	現に供している事 業（施設）の種類	法令制限 法 令 名	起業地に編入 する面積	備 考
				m ²	

第 号

年 月 日

行政機関の長 様

起 業 者 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石 川 県

上記代表者 石川県知事

印

土地収用法第18条第2項第6号の規定に基づく意見
について（照会）

石川県起業 事業用地について、土地収用法第16条に基づく事業の認定を申請するに当たり、下記の工事を施工することについて同法第18条第2項第6号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

- 1 免許、許可又は許可等に係る工事の概況
- 2 その他必要と認められる事項及び図書等

第 号

年 月 日

国土交通大臣（北陸地方整備局長）様

起業者 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県

上記代表者 石川県知事

印

手続の保留の申立書

下記により収用又は使用の手続を保留したいので、土地収用法第31条の規定により申し立てます。

記

- 1 起業者の名称
- 2 事業の種類
- 3 収用又は使用の手続を保留する起業地

第 号

平成 年 月 日

裁 決 申 請 書

平成 年 月 日事業の認定の告示があった、事業について、土地収用法第39条第1項の規定により、裁決を申請します。

起 業 者 住 所
氏 名 又 は 名 称
上記代表者 石川県知事

印

石川県収用委員会 御中

添付書類

- 1 . 事業計画書.....(別添 1)
- 2 . 土地収用法第40条第1項第2号に掲げる必要事項を記載した書類.....(別添 2)
- 3 . 土地収用法第36条の規定による土地調書(写).....(別添 3)
- 4 . 起業地及び事業計画を表示する図面.....(別添 4)

注) 手続保留していた土地を収用または使用する申請を行う場合は次のとおり記載する。

平成 年 月 日事業の認定の告示があり、平成 年 月 日手続開始の告示があった事業について、土地収用法第39条第1項の規定により、裁決を申請します。

別記様式第9
(別添2)

土地収用法第40条第1項第2号に掲げる必要事項を記載した書類

- 1 収用し、又は使用しようとする土地の所在、地番、地目及び面積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所
- 市
県 町 大字 字 地内
郡

地番	地目		全体の面積		収用しようとする土地の面積 m ²	使用しようとする土地の面積 m ²	土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		摘要
	土地の登記記録	現況	土地の登記記録 m ²	実測 m ²			氏名	住所	氏名	住所	

- 2 使用しようとする土地の使用方法及び期間
- 使用方法
使用期間

- 3 土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償の見積及びその内訳
- (1) 見積

氏名	補償項目		収用しようとする土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償見積額	使用しようとする土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償見積額	残地に対する損失補償見積額	損失補償見積額計	摘要
	使用しようとする土地に対する損失補償金見積額	使用しようとする土地に対する損失補償金見積額					

- 注1 抵当権に設定された土地の一部を収用する場合、補償金は土地所有者等に一括して見積をしてもよい。
(記載例... 抵当権に対する権利消滅補償については、見積もることが困難であるため土地収用法第69条但し書きにより土地に対する損失補償見積額に一括見積とした。)
- 注2 土地代金、残地補償等に項目ごとに算定した額をそれぞれについて四捨五入する。
(記載例... 1円未満の端数については、土地収用法施行令第1条の13により四捨五入とした。)

(2) 内 訳

収用しようとする土地に対する損失補償金見積額

市
県 町 大字 字 地内
郡

地 番	地 目		全体の面積		収用しようとする土地の面積 m ²	単 価 m ² 当たり	損失補償見積額	土地所有者	摘 要
	土地の登記記録	現況	土地の登記記録 m ²	実測 m ²					

注) 共有等持分割合について、説明を要する場合、各人別の内訳を適宜作成すること。

使用しようとする土地に対する損失補償金見積額

市
県 町 大字 字 地内
郡

地 番	地 目		全体の面積		収用しようとする土地の面積 m ²	単 価 m ² 当たり	使用期間	損失補償見積額	土地所有者	摘 要
	土地の登記記録	現況	土地の登記記録 m ²	実測 m ²						
							明渡時期から 箇月			

注) 摘要欄には補償金額の算出式を記載すること。

収用しようとする土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償金見積額

市
県 町 大字 字 地内
郡

地 番	地 目		全体の面積		収用しようとする土地の面積 m ²	単 価 m ² 当たり	損失補償見積額	土地に関する所有権以外の権利者氏名	摘 要
	土地の登記記録	現況	土地の登記記録 m ²	実測 m ²					

残地に対する損失補償金見積額

市
 県 町 大字 字 地内
 郡

地番	地目		残地面積 m ²	単価 m ² 当たり	損失補償見積額	土地所有者	摘要
	土地の登記記録	現況					

積算の基礎〔記載例〕

土地の損失補償見積りの基礎については、下記に記載する各条文に基づき、不動産鑑定士の鑑定等を考慮して相当な価格としたものである。

なお、土地の価格については、平成 年 月 日付けで事業の認定の告示があったので、同日の時点で算定したものである。

記

1. 石川県土木部所管の公共事業の施行に伴う損失補償基準
 (平成 年 月 日付け石川県訓令第 号) 第 条、第 条及び第 条
2. 石川県土木部所管の公共事業の施行に伴う損失補償基準の運用方針
 (平成 年 月 日付け監第 号土木部長通知) 第 及び第
3. 土地坪価事務処理要領
 (平成 年 月 日付け監第 号土木部長通知)

4. 権利を取得し、又は消滅させる時期
 権利取得裁決の日より ヶ月以内。

第 号

平成 年 月 日

明 渡 裁 決 申 立 書

下記のとおり、土地収用法第47条の2第3項に規定する明渡裁決の申立てをします。

記

1 起業者の名称

2 事業の種類 工事

3 土地の所在、地番及び地目等

県 市 町字 地内

地番	地 目		全体の面積		収用しようとする 土地の面積	使用しようとする 土地の面積
	土地の 登記記録	現 況	土地の 登記記録	実 測		
			m ²	m ²	m ²	m ²

4 権利取得裁決の有無及び既にされているときは、その年月日

申立人 起業者 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石 川 県

上記代表者 石川県知事

印

石川県収用委員会 御中

第 号

平成 年 月 日

石川県収用委員会 御中

起業者 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県

上記代表者 石川県知事

印

土地収用法第47条の3第1項の書類の提出について

平成 年 月 日付け第 号で申立てのとおり明渡裁決を申立てますので、土地収用法第47条の3第1項の規定により下記書類を提出します。

記

- 1 土地収用法第47条の3第1項第1号に掲げる必要事項を記載した書類..... (別添 1)
- 2 土地収用法第36条の規定による物件調書(写)..... (別添 2)

別記様式第12

(別添1)

土地収用法第47条の3第1項第1号に掲げる必要事項を記載した書類

1 土地の所在、地番及び地目並びに土地所有者及び関係人の氏名及び住所

市
 県 町 大字 字 地内
 郡

地番	地目		土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		摘要
	土地の登記記録	現況	氏名	住所	氏名	住所	

注1 土地所有者及び関係人の氏名及び住所が不明の場合は、規則第17条第2号イを準用する。

2 土地にある物件の種類及び数量

市
 県 町 大字 字 地内
 郡

地番	地目	物件番号	物件の種類	単位	数量	物件所有者	物件に関して所有権以外の権利を有する者

注1 物件所有者及び関係人は、明渡申立ての土地に存する物件のみに権利を有するものを記載すること。

従って、土地所有者の有する物件についても、記載すること。

注2 物件の存しない土地については、『なし』と記載すること。

注3 物件が分割されることとなる場合においては、その全部の物件の数量を含めること。

3 第40条第1項第2号ホに掲げるものを除くその他の損失補償の見積及びその内訳

(1) 見積

氏名	建物移転料	工作物移転料	動産移転料	移転雑費	立竹木補償金	損失補償金	
合計							

(2) 内訳

市
町 大字 字 地内
郡

地番	地目	物件番号	物件の種類	単位	数量	単価	金額	所有者氏名	摘要

(3) 積算の基礎〔記載例〕

土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償以外の損失補償の見積りの基礎については、 下記に記載する各条文に基づき、相当な価格としたものである。 記			
補償項目	条文	石川県土木部所管の公共事業の施行に伴う損失補償基準 (平成 年 月 日石川県訓令第 号)	石川県土木部所管の公共事業の施行に伴う損失補償基準の運用方針 (平成 年 月 日監第 号)
建物移転料		第 条	第
工作物移転料		第 条	第
立竹木補償金		第 条	第
動産移転料		第 条	第
移転雑費補償金		第 条	第

4. 土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限
明渡裁決の日から ヶ月以内